

【審議事項】

一般財団法人京都市防災協会を非公募で選定することについて審議する。

公募の例外【京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針 P 6】

② その他公募を行わないことについて合理的な理由がある場合

公募が市民サービスの向上及び経費の削減につながらないと考えられる場合であり、具体的には次のようなものが考えられる。

○施設の設置目的を達成できる団体が1団体に特定される場合

適正な管理運営を行い得る能力・要件を備える団体が1団体に特定されることが客観的に明らかな場合

「非公募」により選定する理由

○ 京都市市民防災センター（以下「市民防災センター」という。）は、市民の防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図るとともに、災害時における応急活動の拠点としての役割を果たすために平成7年9月に開設した施設である。

（一財）京都市防災協会は、防災思想の普及及び高揚に資する事業、市民防災センターの管理運営、各種防災関係講習などを行うために、平成6年10月に設立された団体で、市民防災センターと共通する設置目的と事業内容を有している。

○ 市民防災センターの設置目的である「市民の防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図る」には、市民防災センターを単なる体験施設ではなく、市民が災害の映像や疑似体験、実災害の体験談等を通して、防災に関する技術や知識を学ぶことで、災害時における防災行動力を向上させる必要がある。

そのため、市民防災センターにおける各種事業の実施に当たっては、本市の消防防災施策と一貫性を保ち、かつ、本市の地域事情に応じた自主防災組織、事業所等に対する消防局の指導内容を補完する必要がある。さらに、指導に当たる者には防火防災、救急救命に関する専門的な知識・技能、高い公共意識を持って地域の安心安全に資することが求められる。

○ （一財）京都市防災協会は、本市の消防防災施策に精通し、かつ、本市域内の自主防災組織及び事業所等に対して消防防災に関する指導経験を有する者、災害現場での消防活動業務に関して消防吏員として実務経験を有する者、さらには救急救命士有資格者など、消防局で長年の実務経験を経た人材を安定的に擁し、開館以来30年を超える運営実績を有している。また、消防法令に基づく防火管理講習等の防火・防災講習を実施できる府内唯一の法人であり、行政事務を補完してきた実績を有している。

○ 以上の事由により、（一財）京都市防災協会が、市民防災センターで行う各事業を一体的に運営することが、最も効率的かつ効果的であるため、指定管理者を非公募で選定することとする。

参 考

1 共通する設置・設立目的

京都市市民防災センター条例（第1条）

（設置）

第1条 市民の防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図るとともに、災害時における応急活動の拠点としての役割を果たすための施設を次のように設置する。

（一財）京都市防災協会定款（第3条）

（目的）

第3条 この法人は、防災思想及び防災知識の普及並びに防災に関する技能向上のための教育指導その他地域防災体制の確立に資する事業を推進し、もって地域社会の安全と福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 共通する事業目的

京都市市民防災センター条例（第2条）

（事業）

第2条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する資料及び装置の展示
- (2) 防災に関する訓練及び指導
- (3) 防災に関する情報の提供
- (4) 災害対策用の資材、器材及び物資の備蓄
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業（→各種防災関係講習等）

（一財）京都市防災協会定款（第4条）

（事業）

第4条 この法人は、次の事業を行う。

- (1) 防災思想の普及及び高揚に資する事業
- (2) 事業所等に対する防災の教育指導に資する事業
- (3) 各種防災関係講習
- (4) 防災に関する調査及び研究
- (5) 防災設備等の普及指導
- (6) 京都市市民防災センター管理運営
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業